

令和6年神審第28号

裁 決

遊漁船A釣客負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年2月27日16時00分

和歌山県潮岬南方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

総 ト ン 数 4.34トン

登 録 長 10.32メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 169キロワット

3 事実の経過

(1) 構造及び設備等

Aは、昭和55年11月に進水し、令和2年7月に第3回定期検査を受検したのち、第1種中間検査を受検していない、遊漁船業に従事するときの最大搭載人員が旅客7人及び船員1人のFRP製小型兼用船で、船体中央よりやや後方に船室を設けてその後方に操舵区画を配し、同区画中央前部に舵輪を、その右舷側に魚群探知機と一体となったGPSプロッター及び機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えていた。

(2) 関係人の経歴

a 受審人は、（一部省略）平成21年に現有免許を取得し、Aを購入して遊漁船業を始めた。

(3) 業務規程

業務規程には、利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に関する事項等を定めており、別表5の1に出航前の検査項目を設け、気象・海象情報を確認することとなっていた。

また、別表7には、出航中止基準及び帰航基準が示されており、海上風警報の発令中、出航を中止する旨が記載されていた。

そして、業務規程第19条には、安全に関する情報の収集及び伝達について定め、利用者の安全の確保を図るため、遊漁船の出航前及び出航してから帰航するまでの間、別表10（1）のとおり海上警報等の情報等を収集することとなっていた。

(4) 気象情報等の発表状況

高松地方気象台は、令和6年2月24日17時25分潮岬南方沖

合を含む四国沖北部海域では、翌25日15時発生が見込まれる低気圧により、北東の風が次第に強まり、同日09時までに最大風速は30ノットに達し、15時までに北の風が強くなり、最大風速は35ノットに達する見込みとして海上強風警報を発表したのち、翌々27日11時30分発達中の970ヘクトパスカルの低気圧が北緯37度東経151度にあつて、北東へ15ノット、別の1,000ヘクトパスカルの低気圧が北緯39度東経144度にあつて、南へ10ノットでそれぞれ進み、同海域は、北の風が強くなり、最大風速は35ノット、同日15時までに30ノットに達する見込みとして、同警報を継続していた。

また、和歌山地方気象台は、和歌山県東牟婁郡串本町に、同月24日15時36分波浪注意報を、翌25日04時20分強風注意報を発表し、当時それぞれ継続中であつた。

(5) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が1人で乗り組み、旅客の最大搭載人員を超える釣り客8人を乗せ、全員が救命胴衣を着用し、遊漁の目的で、船首0.5メートル船尾1.7メートルの喫水をもって、令和6年2月27日14時50分和歌山県串本港の係留地を発し、潮岬南方沖合の釣り場に向かった。

発航に先立ち、a受審人は、四国沖北部に海上強風警報が発表されていたが、午前中に予定の釣り場を確認し、海上は穏やかであつたので、天候が荒れることはないものと思ひ、気象情報を確認して出航を取りやめるなど、釣り客に対する安全確保の措置を十分にとらなかつた。

a受審人は、釣り客6人を船尾甲板に、同客1人を操舵区画の前面に、釣り客1人を船首甲板にそれぞれ座らせ、自身は舵輪後方の

左右に渡した板に腰を掛けて操縦し、15時14分半少し過ぎ潮岬灯台から098度（真方位、以下同じ。）2.50海里の地点で、216度の針路に定め、9.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、前示釣り場に近づいたので、仕掛けを下ろすために機関を微速力前進として右転したところ、船首部が、高起した波を受けて持ち上げられたのち、波の谷間に降下し、16時00分潮岬灯台から195度6.1海里の地点において、Aは、船首が270度を向き、3.0ノットの速力となったとき、船首甲板に座っていた釣り客が跳ね上げられて落下し、体を同甲板に打ち付けた。

当時、天候は晴れで風力7の北風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好で、四国沖北部に海上強風警報が、串本町に強風及び波浪注意報が発表されていた。

その結果、釣り客1人が第2腰椎圧迫骨折を負った。

（原因及び受審人の行為）

本件釣客負傷は、四国沖北部に海上強風警報が発表されている状況下、串本港を発航する際、釣り客に対する安全確保の措置が不十分で、釣り場に向けて航行中、高起した波により持ち上げられた船首部が波の谷間に落下し、船首甲板に座っていた釣り客が跳ね上げられて落下し、体を同甲板に打ち付けたことによって発生したものである。

a 受審人は、四国沖北部に海上強風警報が発表されている状況下、串本港を発航する場合、気象情報を確認して出航を取りやめるなど、釣り客に対する安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、午前中に予定の釣り場を確認し、海上は穏やかであったので、天候が荒れることはないものと思い、釣り客の安全確保の措置を十

分にとらなかつた職務上の過失により、四国沖北部に海上強風警報が発表されていることに気付かず、釣り場に向けて航行中、高起した波により持ち上げられた船首部が波の谷間に落下し、船首甲板に座っていた釣り客が跳ね上げられて落下し、体を同甲板に打ち付ける事態を招き、同客を負傷させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 8 年 1 月 2 8 日

神戸地方海難審判所

審判長 審判官 桐 井 晋 司

審判官 岩 崎 欣 吾

審判官 阪 本 義 治